

高根沢町広告事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町の資産を広告媒体として活用し、有料により広告を掲載すること(以下「有料広告」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 町が保有又は管理する資産等(以下「資産等」という。)への有料広告の掲載事業(以下「広告事業」という。)を通じて、新たな財源の確保及び資産等の有効活用を図るとともに、事業者等への広告掲載機会の提供及び町民への情報提供を行うことで、地域経済の発展へ寄与することを目的とする。

(広告媒体)

第3条 広告事業を実施する資産(以下「広告媒体」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 町が発行する印刷物
- (2) 町が管理するウェブサイト
- (3) 町が所有する構造物及び公用車
- (4) その他広告媒体として活用できる資産で別に定めるもの

(広告掲載の範囲)

第4条 広告の内容が、次の各号のいずれかに該当するものは、広告事業の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 個人の氏名を広告するもの
- (6) 社会問題について主義主張するもの
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (8) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (9) その他広告を掲載することが適当でないと町長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

(取扱窓口)

第5条 広告掲載及び寄附採納に係る事務は、当該広告媒体を所管する課において行うものとする。

(広告の規格等)

第6条 広告の規格、枠数、掲載料その他取扱いに関し必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

(広告の募集等)

第7条 広告の募集は、原則として公募により行うものとする。

(広告掲載の申込み等)

第8条 広告を掲載しようとする者(以下「申請者」という。)は、募集期間内に高根沢町広告掲載申込書(様式第1号)に広告案等必要な書類を添えて、町長に申し込むものとする。

2 申請者は、町長の承諾を得て、広告掲載に必要な手続等を広告代理業を営む者、広告看板等の製作者又はこれらに類する者(以下「広告取扱者」という。)に代行させることができる。

(広告掲載の優先順位)

第9条 広告を掲載する優先順位は、次のとおりとする。ただし、競争入札又は企画コンペ方式を採用する場合はこの限りでない。

- (1) 公益法人及びこれらに類するものの広告
- (2) 私企業のうち、町内に事業所等を有するものの広告
- (3) 前2号に該当しないものの広告

(広告掲載の決定等)

第10条 町長は第8条第1項の規定による広告掲載の申込みがあったときは、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。

2 前項に規定する決定を行うにあたり、同一の広告掲載位置に前条に規定する優先順位を同じくする複数の申込みがあったときは、抽選により決定するものとする。

3 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、当該結果を広告掲載の申込みをした者(以下「申込者」という。)に広告掲載決定通知書(様式第2号)により当該決定の内容を通知するものとする。

4 町長は、広告掲載の可否の決定を行うに際して、仕様の変更を指示し、又は必要な条件を付すことができる。

5 第3項の広告掲載の決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、町長が指定する期日までに、掲載しようとする広告の版下原稿又は広告物を提出するものとする。

(広告料金の納付)

第11条 広告主は、掲載の決定後、広告料金を町長の指定する期日までに納付するものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(権利譲渡等の禁止)

第12条 広告主は、決定を受けた広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(広告主及び広告取扱者の義務)

第13条 広告主及び広告取扱者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 広告の内容等に瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。
- (2) 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと。
- (3) 広告に関連する財産権について、その権利処理が完了していること。

(4) 広告の内容等が申請書の内容又は第10条第4項に規定する指示若しくは条件に適合したものであること。

2 広告主は、前項各号に掲げる事項に対し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任でこれらを解決しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第14条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を中止し、又は広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 第10条第5項に規定する日までに、版下原稿又は広告物を提出しなかったとき。

(2) 第11条に規定する指定の日までに広告料金を納付しなかったとき。

(3) 広告掲載に係る手続等に広告主の虚偽が判明したとき。

(4) 掲載する広告の発行が行政運営上支障があると町長が認めるとき。

(広告料金の返還)

第15条 既に納入された広告料金は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により広告掲載ができなかったときは、このかぎりではない。

(広告掲載の取下げ)

第16条 広告主は、自己の都合により、文書をもって広告掲載（広報、封筒に掲載したものを除く。）の取下げを申し出ることができる。

2 前項の取下げに係る広告物の撤去、削除又は塗りつぶし等に要する費用は、広告主の負担とする。

(業務委託)

第17条 町長は、広告の募集、作成等の業務を委託することができる。

(広告を掲載した媒体の寄附採納申込)

第18条 広告を掲載した媒体の寄附を申し込もうとする者（以下「寄附申込者」という。）は、高根沢町広告掲載物寄附採納申込書（様式第3号）に必要書類を添えて、町長に提出するものとする。

(広告を掲載した媒体の寄附採納の決定)

第19条 町長は、前条の規定による申込みがあったときは、当該媒体の採納の可否を決定するものとする。

2 町長は、採納の可否を決定したときは、当該結果を高根沢町広告掲載物寄附採納決定通知書（様式第4号）又は高根沢町広告掲載物寄附不採納決定通知書（様式第5号）により寄附申込者に通知するものとする。

3 寄附採納を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

(1) 寄附申込者が広告の募集を行う場合には、町が広告の募集を行っているかのような誤解を与えないこと。

(2) 広告掲載物の色彩、形状、デザイン等は町の業務を妨げるおそれのないものとし、作成前に町と協議すること。

(3) 広告の内容に関する苦情等については、広告掲載者が速やかに解決に当たること。

(4) 広告掲載者に問題が生じた際は、当該広告掲載物を速やかに回収し代替物等を提供すること。

(広告事業委員会)

第20条 広告事業を円滑に行うため、高根沢町広告事業委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長には企画課長、副委員長には総務課長、委員には住民課長及び町長がその都度必要と認める職員をもって充てる。

4 委員長は、委員会の事務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を町長に報告するものとする。

(1) 第4条第2項に規定する基準に関すること。

(2) 第10条第1項に規定する決定の判断が困難な広告掲載の当該決定に関すること。

(3) 前条第1項に規定する決定の判断が困難な寄附採納の当該決定に関すること。

(4) その他広告事業に関し町長が必要と認める事項

(会議)

第21条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第22条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(補則)

第23条 この要綱に定めるもののほか、広告事業に関し必要な事項は、別に定める。

制定文 抄

平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成23年告示第12号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年告示第23号）

この要綱は、公布の日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年告示第208号）

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行前に掲載の決定がなされた広告については、なお従前の例による。